

堺市青少年指導員連絡協議会備品貸出基準

<貸出対象者>

校区青少年指導員会（申請者は校区幹事）

<貸出備品>

缶バッジマシン	のぼり	看板	提灯
			
貸出数：1台 高さ 40cm 幅 22cm 奥行 35cm	貸出数：1台 縦 177cm 横 45cm ※ポール付き	貸出数：1枚 縦 70cm 横 91cm	貸出数：1個 高さ 75cm 幅・奥行 40cm ※電球付き

※貸出数については、備品数量の増減により今後変更となる場合があります。

<貸出期間>

原則として 1 週間を限度とします。

<申込方法> ※申込受付は使用日の属する月の3ヵ月前の1日から可能です。

- ①校区幹事から事務局（子ども育成課）に電話もしくはメールにて、借用したい備品の空き状況を確認し、【使用日、使用場所、使用するイベント名及び内容】などを伝える。
※既に他の校区が使用する（予約している）場合は、貸出できません。
- ②借用申請書（様式第1号）を事務局に提出する。
- ③備品の借用日及び返却日を事務局と調整する。
- ④備品を事務局（堺市役所高層館8階）で受け取る。返却も同様。

<注意事項>

- 備品が破損等した場合は、速やかにご連絡いただき、使用者の責任と負担により補修等を行ってください。
- 協議会の事業の都合により、急遽返却をお願いする場合があります。
- 缶バッジの材料（パーツ、シール、カラーペン など）は各自でご用意ください。
※缶バッジパーツの品番や注文方法などは、事務局にお問い合わせください。
パーツ費用は概ね 100 セットで 5 千円程度です。
- その他、堺市青少年指導員協議会備品貸出規程の内容を遵守してください。